

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言

2016年4月20日 東京

ワーキング・パーティ 1

貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

共同議長

欧州ビジネス協会（EBC）会長
ダニー・リスバーク

共同議長

日産自動車株式会社
専務執行役員
川口均

共同副議長

BUSINESS EUROPE 事務局長
マーカス・ベイレー

共同副議長

地球産業文化研究所
顧問
福川伸次

敬称・略語一覧表

略語	意味
AEOs	認定事業者
APA	事前確認制度
ATP	技術進歩への適用
BEPS	税源浸食と利益移転
BPR	バイオサイド規制
CAA	消費者庁
CBCR	国別報告
CCCTB	共同連結法人課税基礎
CE	欧州基準適合
CLP	物質および混合物の分類、ラベル、包装に関する規則
CMR	発がん性、変異原性または生殖毒性
CoRAP	共同体ローリング行動計画
DDA	ドーハ開発アジェンダ
ECHA	欧州化学物質庁
EIOPA	欧州保険年金監督機構
EN	欧州規格
EP	欧州議会
EPA	経済連携協定
EU	欧州連合
FDI	海外直接投資
FSA	金融庁
FTA	自由貿易協定
FTT	金融取引税
G8	主要 8 カ国
G20	主要 20 カ国・地域
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
GDP	国内総生産
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
GoJ	日本政府
GPA	政府調達に関する協定
GPS	世界製品戦略
HSE	健康・安全・環境
ICTs	企業内転職者
IEC	国際電気業準会議
IPM	インターフェース・パブリック・メンバーズ
ISO	国際標準化機構
JAS	日本農林規格
JELMA	日本電球協会
JET	電気安全環境研究所

JETRO	日本貿易振興機構
JIS	日本工業規格
JR	ジェイアール
KPIs	重要業績指標
LED	発光ダイオード
LoA	利用状
MAFF	農林水産省
METI	経済産業省
NOL	純営業損失
OECD	経済協力開発機構
OR	唯一の代理人
PPPR	植物保護製品規則
PSE	電気用品安全法
R&D	研究開発
REACH	欧州化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限）
RoHS	欧州特定有害物質使用制限指令
SDS	安全性データシート
SIEF	物質情報交換フォーラム
SMEs	中小企業
SVHC	高懸念物質
UNECE	国連欧州経済委員会
VAT	付加価値税
VICH	動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議
WCO	世界税関機構
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関
WP	ワーキング・パーティ

はじめに

日本は EU にとって第 7 位の貿易相手国であり、EU は日本にとって第 3 位の貿易相手地域である。既に非常に重要なこの貿易関係は上向きの可能性を大いに秘めており、現在交渉が進められている日・EU FTA/EPA が締結されれば、その恩恵は互いの国内・域内市場で現在事業を展開している日欧企業のみならず、協定により創られる新たな機会に関心を持つすべての企業に及ぶ。ワーキング・パーティ 1 メンバーは、協定が本報告およびこれまでの報告に反映されている日欧企業が抱える具体的な懸念に応えるものでなければならないという点を強調する。問題は山積しているため、必要な進展を実現するよう日・EU 両政府に要請する。ワーキング・パーティ 1 メンバーの日欧市場における実務的経験から、公正で競争的な事業環境を確保するために必要な多数の改革が特定されている。本報告では、以下の主要な課題に対し具体的な提言を行う。

- 共通の規制環境の構築、規制の相互承認、基準、市場での販売許可に対する可能な限りの国際標準の採用
- 関税および非関税措置、ならびに不必要な役所手続きの撤廃
- 国内外のすべての企業に対する公正な競争と平等な待遇の保証
- サービス分野と調達市場における、より公正でオープンな競争の確保
- 海外直接投資環境の改善
- 中小企業の成長と研究開発投資を対象としたインセンティブのさらなる強化
- 新たな管理上の負担のない BEPS（税源浸食と利益移転）行動の実施を含む、より簡素で負担が軽く合理的な税制の追究

ワーキング・パーティ 1 メンバーは、日・EU FTA/EPA は、日・EU 間の貿易と投資を阻害するこれらの障害を取り除き、両経済を大きく成長させる、バランスのとれた包括的かつ野心的なものでなければならないことを改めて表明する。

以下の本文中における優先課題の表記については、星印 1 つ (*) は「重要な」提言を、星印 2 つ (**) は「最重要な」提言を示す。(例：WP 1/ # 01** / EJ to EJ)

日本・EU 両産業界からの提言

WP-1 / # 01** / EJ to EJ 日・EU 経済関係の強化

BRT は、交渉担当者が、現在協議が進められている多くの分野で進展が見られたことを認識し、これを歓迎するものの、合意に至らないまま時間が過ぎれば、その機運も削がれるのではないかと懸念する。2017 年の政治日程を考慮すると、BRT は、2016 年末以降も機運を維持し続けることは難しいと考える。BRT は、日・EU FTA/EPA の交渉を妥結するための絶好のタイミングは 2016 年であると強調する。

このため、BRT は、「BRT は、迅速な合意を目指すことは高い野心と一体であるべきであると信じる。技術的交渉では十分に高いレベルの野心を達成することが難しい場合、我々の経済のためにも政治のトップリーダーが介入して局面を打開し、タイムリーかつ野心的な結論をもたらすべく交渉を導くことを要請する」という昨年の要請を繰り返す。

BRT は、日・EU FTA/EPA は、貿易と投資の拡大、雇用の創出ならびに両国経済の成長の加速につながるだけでなく、グローバルな成長の新たな機会の創出にも寄与すると強く確信している。BRT は、日本政府および EU 政府首脳が可能な限り早く、包括的、野心的かつ互恵的な FTA/EPA の早期締結を阻む残された障害に重点的に取り組むよう特に要請する。

<背景>

EU と日本は、主要先進経済圏として、また、世界の主要貿易・投資国として、日・EU 経済関係の大きな潜在的成長力を顕在化させるために一層の取り組みを進めることができる。両者は現在、日・EU 間の貿易・投資および協力関係の拡大、ならびに、より緊密な日・EU 関係の構築に取り組んでいる。世界的な金融不安と経済の不確実性を共に乗り越えるべく、懸命な努力を進めているなか、長期的、健全かつ、より力強い成長の実現に向け、EU と日本が共通の課題に協力して取り組んでいくことは極めて重要である。日・EU 関係は遅れをとってはならない。

WP-1 / # 02** / EJ to EJ WTO 「バリ・パッケージ」の効果的で迅速な実施と、ナイロビ閣僚宣言も踏まえた将来の WTO 作業計画に関する取り組みに対する要求

WTO が多角的貿易ルール設定組織の中心的役割を維持するには、例えば交渉プロセス効率化のためのプロセスの再評価、残りの DDA 項目実現の推進、DDA を超える問題に関する新たなルール作りでの合意等により、変貌を遂げる世界貿易環境に WTO がより良く適応するよう、EU および日本が WTO 加盟国を先導すべきことは明白である。

2014 年 11 月に署名された貿易円滑化協定は、貿易費用を 10～15%削減し、国際貿易の推進役となりうる。その目的は、通関手続きを迅速化し、貿易を容易・迅速かつ安価に行えるようにし、明確性、効率性、透明性をもたらし、官僚主義や汚職を

減らし、技術の進歩を活用することである。BRT は、日本及び EU 両政府ならびに他の WTO 加盟国に対し、貿易円滑化協定を速やかに批准し、実施するよう要請する。

加えて、BRT は、日・EU 両政府が他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させるために不可欠な他の項目についても、さらに探究することを提言する。これには、競争、投資、補助金、輸出規制の緩和やデータのフロー等の項目が含まれる。これらの項目の探求によって、多角的貿易体制における利益を増強し、ルール作りにおける WTO の中心的な役割を強化するものである。

BRT は、これらの問題に関する進展を強く支持し、日・EU 両政府には、DDA 交渉の前進に向け、交渉を活発化させ、弾みをつけることができるように一層の努力を求めると共に、サービス貿易協定(TiSA)の拡大などのプブリ協定のタイムリーな締結推進を求める。

さらに、BRT は、日・EU 両政府に対し、物品と部門との間で不公平な差別をしない限りにおいて、環境物品を含める WTO の対象物品及びサービスの世界自由貿易の実現に向けて最大限努力するよう要請する。

しかし、関税自由化は、最終製品のみ限定すべきでなく、実際に効果を与えてバリューチェーンのグローバル化を考慮に入れるべく、バリューチェーン全体の物品を含めるべきである。

<直近の進捗状況>

2015 年 1 月 24 日にダボスで開催された非公式の WTO 閣僚会合は、WTO 加盟国にとり、ドーハ・ラウンド交渉 (DDA) の残された問題に関する将来の作業計画を議論する良い機会となった。多くの加盟国が以下の見解を示した。

- ・ 合意項目について、MC9 の成果に基づき、徐々にかつ着実に実行に移すことが重要。
- ・ 残りの DDA 項目に関しては、できるだけ速やかに、当該項目に対処するための作業計画の協議を開始すべき。
- ・ 農業および非農産品及びサービス向け市場アクセス等の論議を呼ぶ可能性のある問題について、WTO が議論を控えることがあってはならない。

BRT は、TFA が可決された今、非農業市場アクセス (NAMA)、農業、非関税障壁 (NTBs) 及び輸出補助金などの他の議題項目に関する交渉の進展を希望する。

BRT は、2015 年 12 月のナイロビ WTO 閣僚会合における情報技術協定 (ITA) 拡大に関する交渉の妥結ならびに輸出補助金および輸出競争要素に合意の成立を歓迎する。但し、DDA 交渉の今後のありかたについては、継続、打ち切りの両論が併記される形になった。

BRT は、WTO の DDA 交渉が、先進国、途上国双方に有益な成果を生み出すべく、新たなステージでの交渉が進展することを期待する。

<背景>

BRTは、貿易自由化、ルール策定、紛争解決を根幹の機能とする多角的貿易体制を強く支持する。しかし、多角的貿易の自由化に向け、2001年に開始されたドーハ・ラウンドは、当初掲げられた高レベルの野心が維持されず、政治的意思の欠如により、市場アクセスの約束に関するOECD諸国と新興加盟国との溝を埋められず、交渉は暗礁に乗り上げる結果となっている。

特に重大かつ一層高まりゆく世界経済の不確実性を受けて、WTOは成果を出す力があると経済界に示さなければならない。WTOは、多角的貿易に関するルール策定や基準設定の機能を有する唯一の国際機関として、この分野の主導者たる役割を保ち、より多くのより強力な行動を起こすべきである。既存の法的枠組みはそのような行動の優れた基盤となる。しかし、変化する世界経済の情勢に合わせて、これを更新していく必要がある。

WTO加盟国は、2013年12月、バリの第9回WTO閣僚会議において、DDA交渉の一部を進展させた。合意を受けた、いわゆる「バリ・パッケージ」は、3つの主要な要素で構成される：(1)貿易円滑化協定；(2)農業部門に関する合意；そして(3)開発に関する協定（後進開発途上国及び公的な食糧貯蔵計画の柔軟性に関するパッケージ）である。

WP-1 / # 03** / EJ to EJ 国際基準の適用と規制協力の強化

1. 総括的提言

BRTは、国際的に取引されている製品の試験・認証に対する国際的に調和された技術的要件および手続きを共同で策定し、これを適用することを強く支持する。

BRTは、日・EU両政府に、規制協力の強化を提言する。その目的は、ビジネスを促進し、日・EUの経験を世界のその他の地域に広めるために、貿易・投資に対する障壁を撤廃することである。

この目的を達成するため、BRTは、日・EU両政府が関連するフォーラムで、国際的な製品規格と認証手続きを共同で策定するよう奨励する。BRTは、日・EU両政府が、可能な限り多くの分野でかかる規格を適用するよう提言する。

国際規格がまだ策定されていない場合、BRTは、日・EU両政府に対し、可能かつ妥当な時期に、機能面で同等な要件に基づいて認証されている製品の輸入、販売または使用の相互認証を受け入れるよう強く要請する。

共通の規制環境の利点を考慮し、BRTは、日・EU FTA/EPAに、規制協力を促進し、日・EU両政府が貿易・投資の障害となる不必要な措置を講じないことを保証するための枠組みを含めるよう提言する。

BRTは、日・EUの政策立案者に対し、双方の既存および今後の規制に対する理解を深めるよう提言する。日・EU間で調和された規制の枠組みが未だ策定されていない場合、日・EUの両規制当局は、国内の技術規制・適合性評価手続きを定期的に見直し、一層の規制の整合化の範囲を定めて行くことが望ましい。使用した科学的・技術的裏付けを含め、これらの見直しの結果は、両規制当局間でやりとりし、かつ要請があれば企業にも提供するものとする。

BRTは、日・EUの規制機関は、自らの取り組みが貿易および投資の思わぬ障害とならないよう、新たな規制の策定が内外の企業にもたらす影響を調査することが望ましい。規制の相違と新たな貿易障壁を作り出さないためには、法制化に関する年間作業計画を早い段階で交換しておくことが望ましい。さらに、双方の対話を効率的に進めるために、法案を起草する場合の早期警戒システムに合意することが望ましい。

BRTは、日・EUサミットのリーダーに対し、FTA/EPAが、生きた協定であり、経済界の分野特有の問題に取り組む規制協力を可能にする、盤石かつ包括的な枠組みとなるよう万全を期すことを求める。昨年の提言書の中で、BRTは、2015年3月17日、経済産業省と欧州委員会成長総局（DG GROW）間で行われた日・EU産業政策対話で、規制協力に関する共同文書が採択されたことを歓迎するとした。長年にわたり規制協力を提唱してきたBRTとしては、これこそが今後に向けた重要問題であると認識しており、この共同イニシアチブが、来るべきFTA/EPAを強化すると同時に、これを補完し、加えて、堅固で、前向きかつ持続的な規制協力の枠組みを整えることを希望している。BRTは、日・EU両政府の規制協力への支援に前向きである。

<背景>

BRTは、規制協力が両経済の繁栄の鍵となると確信している。FTA/EPAが締結されれば、この協定のもとで、新たな規制が両当事者にもたらされる市場アクセスの恩恵を無効にしたり、損なったりすることはなく、また両者の貿易に新たな障壁を生じることがないことを保証するだけでなく、連携による恩恵をさらに増し、最終的にそうした規制協力を他の二国間および多国間関係まで拡大していくためにも、両経済の関係を拡大・強化することが重要になる。

2014年4月8日および9日のBRTの会合で、日本側は、日・EU両政府が、BRTなどの中心的主体と合同で、例えば今後30年にわたる関係に対する長期的展望から生じる将来的諸課題を検討すべきであると提案した。

部門別提言

2. 共通の化学品規制の策定

EU の REACH および RoHS、そして日本の「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律（化審法）」といった化学品規制政策は、グローバルなサプライチェーンに対して多大な影響を及ぼす。両政府は、有効な規制を実施するのみならず、共通の規制対象物質リストとリスク評価およびデータ共有に対する共通の手法を確立すべきである。このような共通の規制環境が整備されれば、コスト軽減によって産業界に恩恵が及ぶだけでなく、価格の低下と一貫した保護によりユーザと消費者の利益にもなる。

さらに両政府は、内分泌かく乱物質やナノ物質などの新たな問題に対する共通政策を策定すべきである。また、両政府は、企業と協力して開発途上国におけるサプライチェーンマネジメントを支援すべきである。

3. 共通の資源効率政策の策定

日・EU 両政府は、日・EU 間での適切なインセンティブ、標準化された方法、基準および環境物品宣言様式を用いて、資源効率を含むエネルギー効率という概念を推進し、そのような政策が国際的に共有されるよう互いに協力すべきである。

両政府は、多国間レベルで協力し、省エネルギー規制、それに関連するラベリングの規則、環境・カーボンフットプリント制度の国際的調和を推進すべきである。

4. AEO のメリットの拡大

日・EU 両政府は、認定事業者（AEO）にさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。BRT は、2010 年 6 月の日・EU 間の AEO の相互承認協定の合意後、両政府が定期的に議論を行っているものの、事業者にとっての具体的な利益は明らかになっていないと認識している。2015 年の EU のプログレスレポートによれば、この協定の範囲は「セキュリティと安全性」に限定されている。BRT は、この点で、企業が過剰な管理上の負担を課されることなく、輸入に対してさらに大きな責任を担った上で、一層の自由を得られるように、輸入手続きを簡素化することに重点を置くよう希望する。BRT は、もし輸入手続きの簡素化の実現のために必要であれば、両政府は法的根拠の拡大を検討すべきであると提言する。

5. 模造品・海賊版・密輸品対策

BRT は、EU および日本が互いに、また第三国の政府と協力して模造品取引のウェブサイトを実際に閉鎖するよう努めるなど、内外における模造品・海賊版・密輸品の取締りに向けた取り組みを強化することを希望する。

BRT は、日本の当局に対し、個人消費を目的とした個人による模造品の国内への持ち込みや輸入を可能にする抜け穴を塞ぎ、模造品を扱うすべての取引を違法とするよう要請する。

BRT は、知的財産権の税関取締りに関する 2013 年 6 月 12 日の欧州議会および理事会規則 (EU) 608/2013 に対する支持を改めて表明する。同規則は、手続きの簡素化をはじめとする BRT の主要な提言がある程度反映されている。しかし、BRT は、EU 政府に対し、真正品輸入業者の財政負担を軽減する方法を探るよう要請する。

BRT は、2012 年 4 月 19 日に欧州議会および理事会によって採択された規制に従い、欧州模造品・海賊版監視部門 (Observatory on Counterfeiting and Piracy) の役割が増大することを希望する。

扱う製品に関するより多くの情報提供を受けたり、現場での検査官の訓練を行ったり、WCO の IPM システムのより効果的利用に関する訓練を検査官に実施するなど、真正品を扱うメーカーや輸入業者からより一層の協力を求めることで、BRT は、税関当局に対し、検査の効率性を向上させ、検挙率を高めるよう提案する。

6. UN 規則の採用

自動車分野において、日・EU 両政府は、日・EU 双方の自動車輸出にかかる規制遵守コストの削減を目的として、相互認証の恩恵を拡張することにより UN 規則の採択を加速させるべきである。また日・EU 両政府は、クリーン・ディーゼル車、電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車などに用いられる環境負荷を考慮した新たな駆動系技術が市場にスムーズに導入されるよう国際的に調和された技術要件や試験手順の確立に努めるべきである。

<6の背景>

1998 年、日本はアジアで初めて「国連の車両・装置等の型式相互承認協定 (1958 年協定)」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国で UN 規則に沿って型式承認を受けた車両装置は、当該規則を採用している他の加盟国での検査を免除されると定めたものである。日本は現在、日本の乗用車の型式承認に含まれる 47 分野のうち 41 分野で、UN 規則を採用している。

<1-6の一般的背景>

これらの提言の実現は、EU と日本双方のビジネス環境の大幅な改善につながる。

WP-1 / # 04* / EJ to EJ 迅速な事業展開の支援

1. 社会保険料 (保険料の二重払いをなくす)

BRT は、日本と EU 加盟 11 か国間で社会保障協定が締結されたことを歓迎する。日本と EU 加盟国 4 か国との間で交渉または事前協議が行われている。BRT は、日本

および EU 加盟国に対し、社会保障協定のネットワークの拡大に向けて一層努力するよう要請する。

BRT は、EU 加盟国と日本との間で、2012 年まで新たな事前協議が開始されなかったことに留意する。BRT は、日本および EU 加盟国の中で未だに日本との協議が開始されていない 13 か国が、社会保障協定のないまま取り残されることを懸念する。BRT は、日・EU 両政府が、残る加盟国を対象とする日・EU 共通の社会保障協定を締結する可能性を探るべきであると提言する。

さらに、日・EU 両政府は暫定措置として、受入国が片務的に年金基金の掛金を免除するか、または海外駐在者に対して帰国時に掛金の一部ではなく全額を払い戻すべきである。

<直近の進捗状況>

この 1 年間は、限定的な進展しか見られなかった。

<背景>

EU 加盟国と日本が、個別に社会保障協定を締結すれば、これによって企業や従業員の負担は軽減される。これまでのところ、日本とドイツ、英国、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ共和国、スペイン、アイルランド、ハンガリーとの間で社会保障協定が実施されている。また、日本とイタリア、ルクセンブルグとの協定は調印済みである。さらに、日本とスウェーデン、スロバキア共和国間との交渉が進行中であり、日本とオーストリア、フィンランドとの協定は準備段階にある。

2. FTA/EPA の枠内での企業内転勤者の移動の自由化

日本と EU は、FTA/EPA の枠組みの範囲内で企業内転勤者の移動の広範囲な自由化を実現すべきである。こうした自由化は以下の制度を目指すべきである。

- 海外駐在者を送り出す親会社と受入国との間の枠組み協定で海外駐在者の最大人数を規定する。その合意された範囲内であれば、個別の就労許可証を取得することなく、親会社はその国に対して企業内転勤者を自由に移動させることができる。
- 親会社が、その子会社または支社が事業展開している複数の EU 加盟国とそのような協定を締結した場合、それぞれの協定に定められた合計人数が守られる限り、それらの国々における企業内駐在者の移動に新たな就労許可証は必要とされない。
- 両政府とも、帯同家族が通常の労働時間に関して一切の制限なく労働市場にアクセスできるようにすることが望ましい。

<背景>

国際的事業をスムーズ且つ効率的に経営するためには、企業が、役所の手続きを踏むことなく取締役をはじめとする重要な社員を派遣できることが必要不可欠である。このような異動は受入国の労働市場にマイナスの影響を及ぼさない。逆に、当該事業の展開を通じて受入国での雇用拡大につながる。さらに、海外駐在者自身が受入国に対して高い所得税を支払う傾向にある。日本と EU 加盟国間の企業内転勤者に義務付けられている就労許可証および居住許可証の取得は、通常は形式

的なものである。しかし、企業および従業員、そして従業員の家族に対する負担は相当なもので、迅速な事業展開にとって障害となっている。

EU は、企業内転勤の枠組み内の第三国の国籍者による EU 域内への入国・居住条件に関する 2014 年 5 月 15 日の欧州議会および理事会の指令 2014/66/EU を採択した。2016 年 11 月 29 日までにこの指令は加盟国に導入されるべきである。この指令は、EU に従業員を派遣する日本企業にとって極めて有用となる。例えば、この指令により、複数の加盟国に関わる業務が行いやすくなり、帯同家族は労働市場にアクセスできるようになる。しかし残念ながら、新たな指令は英国、アイルランド、デンマークではオプト・アウト（適用除外）により適用されない。EU 加盟国の中でも最も人数の多い英国在住の日本人は、この指令による利益を得ることはない。したがって、日本と EU 加盟国間のすべての企業内転勤者に適用されるよう、EPA/FTA の枠組みの範囲内でこうした自由化が実現されることが必須である。

WP-1 / # 05* / EJ to EJ 中小企業への支援

BRT は日・EU 両政府に対し、双方の管轄権内の中小企業（SME）の事業を相互に促進させ支援するための手段の策定を要請する。FTA/EPA 交渉に、このようなクロスサポートが導入されるよう、次を含め、具体的配慮がなされなければならない。

1. 自国の中小企業に対するものと同様の全体的な支援および特権を、相手側の中小企業にも与える。
2. 言語、書類作成、現地採用、法務および規制関連、ならびに融資や銀行取引等に関する助言といった永続的な現地支援を確立する。
3. 税控除およびインセンティブ、総調査費減税、外国人専門家に対する所得税控除、博士課程の学生のための免税、研究開発減税、産官学協力に基づく共同委託研究の税額控除、ならびに投資家のための税制上およびその他の便宜とインセンティブを提供する。
4. 特に再生可能エネルギープロジェクトの現地の「提案要請」への参加に関し、中小企業を支援し援助する。これには、多くの場合、国外の中小企業にとって短すぎる提案書提出期限の整備と延長が含まれるであろう。
5. 国際的なバックグラウンドを持つ大学院生の、相手側国内の中小企業での就職を支援する。
6. 日欧双方の中小企業のための合同投資ファンドを創設する可能性についての調査研究を実施する。
7. 中小企業向けの産業政策に関するベストプラクティスや信頼できるソリューションを交換する。
8. 日欧産業協力センターによって既に実施されている中小企業関連プログラムを拡大する。

<直近の進捗状況>

BRT は、中小企業に対するクロスサポートの協力強化に向けた両政府の意思を歓迎する。

<背景>

中小企業は、日欧双方にとって成長や雇用を生む最も有望な源泉である。二国間貿易における中小企業の成功は、これら中小企業が発展する大きな要因であり、新しい製品や技術が普及することで、日・EU 両産業界の再生にもつながる。しかし、BRT の他の提言で言及されている市場アクセスの問題やさまざまな障害に取り組み、対処することは、中小企業にとってはより困難なことである。日本政府、欧州委員会、そしてEU加盟国のほとんどにおいては、自国の中小企業を対象とした国際化プログラムを設けている一方、外国企業のための既存の支援プログラムの大部分は、既に確立された産業への大規模海外直接投資を対象としており、中小企業にとっては不十分である。既存の政府支援プログラムを利用して、欧州の中小企業が日本で、あるいは日本の中小企業がEU でいったん基盤を確立すれば、その企業は、受入地域から継続的に支援を受けられるべきである。そのような支援は、一方的な措置としては期待できず、正式な二国間協定で合意されて初めて可能になる。BRT は、欧州委員会および日本政府が、日欧産業協力センターが実施するプログラムを通して、日欧双方の中小企業にとって重要な役目を果たしていることを認識している。

WP-1 / # 06** / EJ to EJ BEPS 行動計画およびその他の税制に対する提言

BRT は、国際的に公正な課税の枠組みと公平な競争環境の創出を支援する。同時に、BRT は、日・EU 両政府が、BEPS 行動の実施が企業に対するさらなる管理上の負担を創り出すことのないようにするよう要請する。

BRT は、BEPS 行動 13 の移転価格文書の中のマスターファイルーローカルファイルの制度を実施するための OECD/G20 各国による協定を歓迎する。BRT は、遵守コストおよび不透明さを大幅に低減するような方法で、EU 加盟国と日本との間の二国間および多国間の関係において整然と、かつ成功裏に実施されることを切望する。

BRT は、EU、その加盟国および日本の政府が、二国間および多国間の事前確認制度 (APA) の合意も促進させることを目指すよう提言する。

BRT は、国別報告制度を通じて開示が必要な情報の範囲は、公平な競争環境を実現するために、国際的に整合性があり、BEPS 行動 13 に合致していることが重要であることを強調する。

加えて BRT は、BEPS 行動 13 が求めるように、納税者に関する情報は税務当局によって秘密が保持されるべきであることを指摘したい。

2013 年に OECD/G20 各国によって合意されたように、BEPS 行動計画によって策定された措置の導入が、法令を順守している納税者に対する無用の不確実性や予期せぬ二重課税を招くべきではない。

BRT は、日本および EU 加盟国 13 か国 (オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国) を含む 20 か国が、条約関連の紛争を規定され

た時間内に解決することを保証するためのメカニズムとして、二国間租税条約の中で義務的拘束力をもつMAP（相互協議）仲裁を規定すると約束したことを歓迎する。BRTは、このメカニズムをEU全加盟国と日本との間に拡大することを提言する。

さらにBRTは、日・EU両政府に対し、次を提言したい。

1. 成長とイノベーションにつながる、より簡素で、負担が軽く、合理的な税制を追求すること。簡素で負担が軽く合理的な税制は、課税回避や節税への誘因を低下させる。この税制は、特定の保有基準を超える事業投資から得られた配当金およびキャピタルゲインに対する追加的な法人税を免除する資本参加免税を含むことが望ましい。
2. 管理上の負担を減らすこと。税制が複雑になればなるほど、また税負担が重くなればなるほど、企業側と税務当局にとって、遵守または法執行のためにより多くの時間と費用が必要になる。
3. 投資誘致における健全な競争を促進すること。投資を決定する場合、税額、人的資源およびインフラが決定的役割を果たすことが多い。日・EU両政府は、投資誘致のために、これら3つの要因について健全な方法で推進し、競い合うべきである。
4. 二重課税を排除すること。二重課税は、国境を越えた事業活動にとって依然として大きな負担となっている。EU加盟国と日本は、両国間の租税条約を改革し、可能な限り、配当、ロイヤルティおよび金利の支払いに対する源泉税を免除することを保証すべきである。

<直近の進捗状況>

OECDが最終措置パッケージを提示し、G20各国首脳がこれを承認したことから、進展が見られた。

<背景>

BEPS行動計画は、OECDによって提案され、2013年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議で承認された。OECDは、G20財務大臣に最終措置パッケージ（2015年最終報告書）を提示し、2015年10月9日、G20財務大臣によって承認された。G20各国首脳は、BEPSを承認し、2015年11月15日にその実施を確約した。

WP-1 / # 07** / EJ to E 金融取引税に対する提言

BRTは、欧州委員会（EC）が提案した金融取引税（FTT）について、特にその広範な適用範囲に関し、引き続き強い懸念を持っている。もしFTTが導入された場合、取引量の減少および市場流動性の低下が発生することになる。また、FTTの導入は、資金調達コストの著しい増大および非金融企業を含む企業間の正当なヘッジ取引に悪影響を招くことになる。流通市場での流動性低下は、最終的には発行市場へも影響を及ぼすおそれがある。

EUにおける資本市場を発展・統合させるためにも、対象となる金融取引、課税国、税率などについてEU域内で調和した税体系を検討する中で、市場流動性、資金コストやヘッジ費用についての慎重に考慮が必要である。

<背景>

欧州委員会（EC）は、2011年9月、少なくとも一方の金融機関がEUに拠点を有する場合、金融機関間の金融商品取引に対して金融取引税を課す提案を公表した。しかし、欧州委員会は、EU全体での共通したFTTシステムの導入が合理的な期間内に達成され得ないと結論づけた。2013年2月14日、欧州委員会はEU加盟11カ国による強化された協力の下、金融取引税の導入を図る理事会指令案を発表した。課税対象となるデリバティブ（金融派生商品）、実施期日など複雑な議論があるため、実施期日は当初予定の2014年1月から何度か延期されてきた。EU閣僚理事会が2015年に明らかにした合意条件によれば、2016年6月までには最終合意に達する見込みである。

日本に対するEU産業界からの提言

WP-1 / # 08** / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認。国際基準の可能な限りの受入れ

日本政府は、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格によって承認された製品またはCEマークの認証を受けた製品の輸入を受け入れることに消極的な態度を示しているが、それによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性は理解しつつ、一方の市場で承認された製品は自動的に他方の市場でも受け入れられるよう、日本政府に対し、基準・認証手続きの整合化、製品認証の相互承認、統一基準が存在しない分野における機能的に同等な要件に基づき承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を推進することを要請する。BRTは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

自動車

日本政府は、EUで認証された自動車は改造またはさらなる試験を必要とせず日本で販売できるよう、日本が乗用車に対する認証を義務付けていながら、現時点で国連による承認を日本の国内要件への適合性を証明するものとして認めていないすべての分野において、関連する国連規則を採用すべきである。さらに、日本政府は、あらゆるFTA/EPAの規定の範囲内に含むべき日本の商用車の技術要件の国際的調和へ向けて努力すべきである。

<直近の進捗状況>

日本が、国連による承認を日本国内の型式承認要件への適合性を証明するものとして認めていない分野は、今も7分野存在する。商用車への言及は、新たな提言である。

建設用製品

日本政府はEU政府と協力して、すべての建築資材について日本農林規格（JAS）／日本工業規格（JIS）と欧州規格（EN）のすべての相互承認に向けて努力すべきである。残念ながら、こうした努力を要する状況が、床張り材部門や屋根板部門における規格の未承認に関しては今も一般的に見られる。JAS/JIS規格の中にISO規格への参照を記載するだけではこのようなプロセスの効率化に十分役立ってはいないことが判明している。

さらに日本政府は、技術的な規制やガイドラインがわかりやすく解釈されるよう、地方自治体に対する支援を向上させることが望ましい。

<直近の進捗状況>

一定の進捗はあるが、取り組むべきことはまだ多く残されている。なお、2013年4月、2014年4月および2015年4月のプログレスレポートの中で、ISOとJIS/JASとの矛盾の問題について日本政府から回答がなかった点を指摘する。

<背景>

日本の建設部門は長年極めて「国内色の濃い」市場であった。2011年の東日本大震災と津波の後も、こうした状況に変化があるとする証拠はほとんどない。

化粧品

BRTは、薬用化粧品、いわゆる医薬部外品（認可原材料の開示、標準的な申請期間）の承認に関する共通規則、効能表現や広告に関する共通規則、化粧品への使用が認められる原材料の共通ポジティブリスト、そして動物実験の代替案に関する共同基準の確立を要請する。

<直近の進捗状況>

進捗はほとんど確認されておらず、決定も行われていないが、BRTは、この問題がFTA/EPA交渉の中で話し合われることになったとの報告を見て喜ばしく思う。これに加えて、日本は、歯磨き粉・マウスウォッシュでのフッ化物の使用基準の改定に向け第一歩を踏み出した。BRTは、これを肯定的に捉えている。

<背景>

欧州の化粧品会社は、日本とEU間での原材料基準や認められる効能の違いと、いわゆる「医薬部外品」に関する日本特有の製品認証手続きのため、日本での事業拡大を常に困難に感じている。

鉄道

欧州と日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、日本で同様の試験を再度行うことが求められる。この点については、ある事業者から複数回連絡を受けている。二重試験によって輸入コストが上昇し、EU製品の日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU政府は、欧州機関によって提供される鉄道資材に関する試験データおよび認証は日本国内でも有効とする（その逆も同様）仕組みの構築に向けて協力すべきである。

さらに、BRTは、日本市場の安全対策を満たすかまたはそれを上回るような商品やサービスを提供するために何が必要なのかについての理解をEUの企業が深められるように、基準や要件が開示されたシステムを確立するよう日本に対し提言する。

BRTは、各事業者が異なる性能要件を有する可能性については理解するものの、個々の事業者が独自の安全基準や要件を採用している現状とは異なり、日本国内のすべての事業者が同一の安全性要件や基準を用いることが望ましい。第一段階とし

て、ある事業者による試験結果と承認は、他の国内の事業者によって受け入れられるようにすべきである。

しかしBRTは、最近の動向について認識しており、日本の事業者による初の入札要請については前向きな見方をしている。BRTとしては、日本に対し、安全性にマイナスの影響を及ぼすことなく、競争の活発化と透明性の向上につながる入札制度をさらにうまく活用するよう提言する。

<直近の進捗状況>

ある程度の進捗はあるものの、日本には、すべての事業者が遵守すべき共通の適合性審査制度がないという核心的な問題は今も残っている。BRTは、事業者の中に今後の調達予定のリストを公表する試みがあることに留意し、これを市場アクセスの向上実現のための幸先の良い第一歩であると見ている。

<背景>

日本の安全性基準および規制は公表されていない。したがって、海外のメーカーが満たすべき要件を正確に把握することは不可能である。さらに、満たすべき安全性要件について厳密に規定した法律は存在しないため、原則として各事業者が独自の試験要件を定めることができる。

動物用医薬品

EUで既に認可されている動物用医薬品が日本で認可されるには、市販承認申請の関係書類のさらに厳しい見直しや日本特有の試験が求められ、その結果コストが上がり、遅れが生じている。このような現状を踏まえて、BRTは、以下を提言する。

- a) BRTは、日本政府が、特に食料生産動物を対象とする動物用医薬品について承認手続きを迅速化するため、可能なあらゆる手段を講じるよう要請する。
- b) BRTは、農林水産省に対し、日本独自の要件である生ワクチンの血清学的な力価試験など、市販承認のための日本特有の試験を最小限に抑えるよう要請する。

<直近の進捗状況>

2015年8月3日、農林水産省は、現在審議中の食料生産動物を対象とする動物用医薬品の審査手続きの抜本的改正を発表した。農林水産省、食品安全委員会および厚生労働省間の現在の段階的／順次的なレビューの流れは、これらの政府機関間での並行審査手続きに移行することになる。農林水産省によると、このことにより、現行の審査手続きと比較し、市販承認に向けた審査手続きが1、2年短縮される可能性がある。

<背景>

日本は、過去最大の通商協定となる環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に参加している。この協定が承認されると、日本は、外国から輸入される低・中価格帯の牛・豚などの一部の食肉部門がさらに厳しい競争に直面するおそれがある。そこで、日本の家畜生産者向けの医薬品と生物学的製剤の両方に向けた革新的な動物用医薬品の入手しやすさが、国内家畜生産者の競争力を確保するために重要だと考えられる。

加工食品

加工食品に関しては、日・EU間の基準と技術要件の違いと輸入に関わる煩雑な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めておらず、食品安全委員会（FSC）は検査を日本で実施するよう常に求めているため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を推進することにより、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

- a) 承認プロセスの迅速化と抜本的な改正に加えて、認可食品添加物の種類を大幅に増やすこと。
- b) 重複評価のコストを削減するため、適合性評価手続きの相互承認を実現すること。
- c) 申請手続きのすべての段階に期限を設けること。期限に関するガイドラインは存在するが、それには承認手続きの一部しか含まれていない。そのため、申請者は申請に要する期間を把握することが難しい。

<直近の進捗状況>

具体的な進展はなかったが、日・EU FTA/EPA交渉で議論が進められている。BRTは、2014年のプログレスレポートが、日本政府が食品添加物指定等相談センターの設立に伴い承認手続きの「標準処理期間」の設定を検討していることに言及していることに着目する。BRTは、この件についての詳細を非常に期待している。

<背景>

日本で認可されている食品添加物の数は限られており、EUと日本との間の基準が調整されていないためにコストが上昇し、EU輸出業者は規模効果を活用することができない。

LEDランプと照明器具

国際電気標準会議（IEC）などの国際的な電気保安基準と、電気用品安全法（PSE）/日本工業規格（JIS）/電気安全環境研究所（JET）などの日本の基準・技術要件とが十分に調和されていないため、コストが上昇し、EU企業の日本市場への参入が事実上阻まれている。

- 日本の省庁（すなわち経済産業省）が策定した現行の基準は、他国のメーカーが使用している基準と互換性がない。

BRTは、日本市場がグローバル市場から取り残されないよう、国際基準・安全性および技術要件と遅滞なく調和させるよう日本政府に要請する。LEDランプおよび照明器具市場は急速に拡大しつつあり、これらの製品はグローバルな規模で省エネを進めて行く上で重要な役割を果たすものと期待されている。

<直近の進捗状況>

日本政府は、JISをIECと調和させることに同意したが、同政府は、これには5年を超える時間を要するとも述べている。当然ながら、これは容認できない。日本は、IECの試験手順を使用できる製品のリストを発行した（「付属書12」）。しかし、このリストの改定作業は遅く、LEDランプおよび一部の照明器具が含まれていない。

<背景>

日本には、電気用品安全法（PSE）や日本工業規格（JIS）等の独自の基準や技術要件があり、例えば逸脱基準などの基準の設定の遅れから、コストが上昇し、EU企業や輸出業者の日本市場への参入が阻まれている。さらに、遠隔操作基準の調和がなされていないため、EU企業は日本市場に参入することができない。

ラベル表示に関する規則

日本政府は、明確化するための命令を発して、小売業者に製品の質と安全性に全責任を負わせつつ、日本の消費者にグローバルに供給される製品を提供できるようにするための柔軟な選択肢を与えるべきである。EU企業にとってラベル表示のコストが多大となる、杓子定規なラベル表示制度の分かりやすい例としては、家具の寸法表示が挙げられる。メートル法を使用している他の国々ではセンチメートル表示が一般的であるにもかかわらず、日本に輸出される家具の寸法は、センチメートルではなくミリメートルで表示するよう定められている。他にも、消費者が理解できないほど専門性の高い情報をラベルに表示することが義務付けられている例もある。

<直近の進捗状況>

本件は規制改革会議で取り上げられ、欧州企業と日本企業両方の代表者が家庭用品品質表示法の改正を訴えた。消費者庁（CAA）は、改正に向けて動いていると言われているが、これまでのところ、消費者庁からの具体的な提案はない。日本政府の2013年4月のプログレスレポートでは、本件に関する言及はなかった。

<背景>

「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主的ラベル表示基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。

WP-1 / # 09** / E to J 自動車

日本政府は、軽自動車とその他の自動車を財政面でも規制面でも同じ基盤に置くべきである。

<直近の進捗状況>

2015年度からの軽自動車の税制改正はコンパクト車および軽自動車に対する税負担の格差縮減に向けた歓迎すべき第一歩であるものの、まだ十分とはいえない。欧州のコンパクト車が日本市場で軽自動車と同等の条件で競争できるよう、日本政府はFTA交渉においてさらなる財政および規制改革を約束すべきである。

<背景>

「軽自動車」に分類される小型車は、法令により最大車長3.4メートル、車幅1.48メートル、車高2メートル、エンジン排気量は660cc以下に制限されている。軽自動車に対しては、自動車関係諸税や自動車損害賠償責任保険料、高速道路通行料金が低めに設定されており、夜間駐車に関する要件も緩和される恩恵を受けている。軽自動車が享受しているこうした恩恵を継続させることは時代にそぐわず、軽自動車と、軽自動車と同様の性能と仕様を有するにもかかわらず特典の与えられていないコンパクト車やサブコンパクト車との間の競争は歪められている。

WP-1 / # 10** / E to J 燃料電池自動車

水素貯蔵システムの材料要件に関する水素燃料電池自動車（HFCV）の国連規則のフェーズIIの合意ならびに実施は未定だが、日・EU両政府は、メーカー／輸入業者が、HFCVが相互の要件および認証手続きを満たしていることを証明できるよう柔軟性のある取決めを取り入れることが望ましい。

<背景>

国連規則（UNR）134：水素燃料電池自動車（HFCV）の国連規則「水素燃料電池自動車、フェーズI」は、2015年6月に発効し、EUでは採用されたが、日本ではまだ採用されていない。たとえ日本がフェーズIを実施した場合でも、日本に輸入されたHFCVタンクは、引き続き金属材料に関する日本特有の国内要件を満たさなければならない。EUが性能に基づく方式を用いて水素適合材料を承認しているのに対して、日本の方式は慣例的であり、事実上、材料の選択肢を非常に少数の特殊な種類のステンレス鋼とアルミニウムに限定している。

WP-1 / # 11** / E to J サービス分野における自由で開かれた競争の確保

BRTは、日本のサービス市場において自由で開かれた競争が欠如しているという問題に日本政府が対処することを強く要請する。

郵政改革については、BRTは日本政府のこれまでの決定内容に失望している。日本には、世界貿易機関（WTO）のルールを遵守する義務があり、「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）の内国民待遇規定もその義務の一つである。これは、日本郵政とEU、または日本郵政と他の民間運送会社、銀行、保険会社を対等な競争条件に置くことを意味する。特に、以下のとおりである。

- a. かんぽ保険事業には、資本、支払余力（ソルベンシーマージン）、課税、保険契約者保護基金に関して、民間部門の保険業者と同じ要件を課すべきである。日本郵政が現在有する独占的立場からの内部補助金を阻止するための競争上のセーフガードが確立されるまでは、新商品の導入だけでなく、かんぽ生命保険の保険金額の限度額引き上げ等を含む日本郵政の事業拡大には制限が必要である。BRTは、とりわけ、かんぽ生命保険の新商品や改良商品が最近承認されたことについて懸念を抱いている。また、日本郵政を引き続き金融庁（FSA）の管轄下に置くことも絶対に必要である。これらの要求は十分に「政府調達に関する協定（GPA）」の範囲内にある。また日本郵政と同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。
- b. 日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。専用航空運賃、義務的関税、検疫、安全検査、およびそれらサービスにかかる財政的支援の面で、また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取締りに関しても、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されるべきである。

<直近の進捗状況>

この問題は、FTA/EPA交渉の中で話し合われているものの、ワーキング・パーティ A（WP A）には、具体的な改善は一切承知していない。さらに、日本郵政に直接関わる問題については、昨年中、方向性の変化はほとんど見られなかった。

<背景>

1990年代後半の金融ビックバン以降、日本政府が世界の舞台で果たす役割は縮小している。それ以降に行われた改革がごくわずかであることが、その一因となっている。日本郵政とその子会社に対する優遇措置が依然として存在しており、残念ながら、民間企業が同じ恩恵にあずかることがないままに、そうした恩恵は拡大してきた。

WP-1 / # 12** / E to J 運送・物流

1. WP-A / # 03 / EJ to EJに関連して、BRTは、日本に対し、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これら事業者に対して実質的な利点をもたらされるよう、認定事業者（AEO）制度の改定を提言する。さらに、企業が認定事業

者（AEO）のステータスに真に魅力を感じられるよう、行政負担を軽減する必要がある。

事業者がトレーサビリティの合意基準を満たし、合意された処理手順を遵守しているのであれば、認定事業者（AEO）の考え方としては、より簡素化に焦点を当てるべきである。その例としては、以下のようなものが挙げられる。

- 国内通関業務の管轄外の通関手続きの規制撤廃
- 積荷の物理的検査の削減
- 自由貿易協定の下で「直送」を示す代替証拠書類の使用を可能にする

<直近の進捗状況>

日本税関は、2017年までに、国内通関業務の管轄外の規制を撤廃する計画を発表した。BRTは、産業界から大きな改善であると受け止められることとなるこの改正を待ち望んでいる。

<背景>

現行の認定事業者（AEO）制度は、あいにく多くの事業者が希望したような簡素化にはつながっていない。むしろ、多くの場合事務負担が増加している。

2. BRTは日本に対し、包括的な遠隔申告システムを導入するとともに、地域の税関当局間で食い違いが生じないように、税関の各管轄区域間のさらなる調和を図るよう提言する。そうすれば、欧州企業だけでなく、日本の中小企業の状況も改善することになる。

長期的な解決策としては、幾つかの管轄区域の統合が考えられる。東京と横浜、大阪と神戸の統合が第一歩となろう。

<直近の進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

日本には現在、9つの独立した税関区域があり、中央税関当局は実質的には存在しない。これが、通関手続地による輸入品の取り扱いの食い違いを招いている。HSコー

ド分類の違いに加え、関税法令の解釈の違いにより、輸入業者にはコストが発生する。また、東京税関の許可は横浜では効力を有しないなど、許可も地域ごとに与えられるため、日本国内に多数の地方事務所を置いていない欧州の物流企業は、地方への事業の拡大が困難である。

WP-1 / # 13* / E to J 外国直接投資の促進

日本政府は、外国企業の日本国内への投資を促進するようなビジネス環境を作り出さなければならない。そのために、国内における日本企業同士の株式交換に適用されているのと同様に、国境を超える合併・再編から直接生み出されるキャピタルゲインに対しても課税繰延べ制度の適用を検討すべきである。

BRTはさらに、純営業損失（NOL）に関する不利な規則について指摘したい。近々行われる変更により、日本国内の企業は、（2017年から）損失の50%を10年間繰り越すことができるようになる。これは、投資獲得のために日本が競い合っている近隣諸国におけるNOLに大きく遅れをとっている。

さらに、日本の相続税に関する規則は、外国人は、日本での在留者として登録した初日から、すべての国際資産を対象とする相続税を負担する責任を負う。これは、世界的に5年後からの適用とされている所得税制、および最近導入され、永住ビザまたは配偶者用ビザのいずれかの保有者だけに適用される出国税のいずれの適用とも異なる。これは、外国直接投資の阻害要因となる。

さらに、全般的な投資環境の改善が前提条件であるが、外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように外国投資に対する形式的障壁が既に取り除かれている部門では、比較的高水準の外国投資が行われている。逆に、外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々より一層困難で、そのため、より大規模な事業を展開することはなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模にとどまっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる重要な第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービス業に適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資環境を改善する上で大きな役割を果たすであろう。

<直近の進捗状況>

日本は海外直接投資のインセンティブプログラムを構築したものの、適用範囲が限られている場合が多く、申請手続きは非常に柔軟性を欠く。また、日本が期間の短縮を検討している気配もうかがえる。

<背景>

日本は世界第2位の経済大国でありながら、GDPに占める日本国内における外国直接投資（FDI）額はOECD加盟国の中でも最も低い水準にとどまっている。日本貿易振興機構（JETRO）が再編成され、日本政府は小泉元総理の時代より外国直接投資を促す努力を進めているが、改善は小規模にとどまっている。OECDによると、2013年の対内直接投資（FDI）残高は、GDPのわずか3.5%であった。

WP-1 / # 14** / E to J 調達

<総括的提言>

日本政府は、調達市場へより参入しやすくするための取り組みを一層強化していかなければならない。これは、一般競争入札の基準額を引き下げること、また運輸・交通部門における「業務安全上の条項」の意味をより明確にするまたは撤廃することで達成できるであろう。また日本は、現在19都市しか含まれていない、政府調達に関する協定（GPA）に含まれる都市を増やすことが望ましい。

また、日本は英語の情報をさらに増やすことが望ましい。BRTは最近のJETROの取り組みを承知しているが、情報が完全に英語で公開されることは稀である。BRTはさらに、入札提案書の提出にあたり、特に技術仕様に関しては、少なくとも部分的には英語の使用を認めるよう要請する。

BRTはさらに、日本に対し、事前登録の要件を簡素化し、入札者の要件の設定にあたっては、海外での実績や資格を認めるよう求める。

<具体的提言>

- ヘリコプターの競争入札における入札過程に関して以下を提言する。
 - a. ヘリコプターの性能をも考慮した包括的評価制度を通じ、より公平な競争が行われるようにすべきである。
 - b. 単年度予算調達という制約は緩和すべきである。
- 宇宙活動用地上設備の総合的なシステムの調達を奨励すべきである。
- 日本の公益事業体による調達手段として、一般競争入札の割合を大幅に高めるべきである。
- 業務安全条項に対する直近の変更が、政府調達に関するWTO協定に則って、実際に、よりオープンな入札要請に繋がることを望ましい。

<直近の進捗状況>

BRTは、特に本州の3つのJRの変化に着目しており、したがって、業務安全条項（OSC）の変更がもたらす成果に期待している。

<背景>

日本の調達市場の80%以上が政府調達に関する協定（GPA）の対象外であることが調査により明らかになっている¹。一部の部門には現在、500万SDRの閾値が適用されていない。入札募集のための国家データベースが構築され、鉄道部門では初めて一般競争入札の募集が行われるなど、変化も見られる。しかし、日本の調達をEUの水準に近づけるには、多くの改善を要する。

¹ コペンハーゲン・エコノミクス、「EUと日本の間の貿易・投資に対する障壁の評価」、2009年

EU に対する日本産業界からの提言

WP-1 / # 15** / J to E 単一市場の重要性

BRT は、単一市場の最大の可能性を引き出し、欧州が世界経済の中で繁栄するための出発点とするとの欧州委員会のユンケル委員長の政治的誓約に基づいて、2015年10月に発表されたロードマップを歓迎する。このロードマップでは、3つの主要分野に焦点を絞った数多くの措置を提案している。

- 消費者、専門家、企業に対し、新たな機会を創出する。
- 欧州が必要とする近代化とイノベーションを促進する。
- 人々の日常生活における実益を確保する。

BRT は、単一市場は、欧州の大きな成果の一つであり、グローバリゼーションが進展する時代における最高の資産であることに同意する。

BRT は、単一市場に対する次に掲げた政策分野の重要性を強調したい。

- 化学物質の真の単一市場のさらなる改善と実現
- ビジネス環境
- 税制
- 知的所有権
- 消費者の地位向上
- サービス
- ネットワーク
- デジタル単一市場

単一市場を改善していく中で、EU およびその加盟国は、EU レベルでの国内規則の調和だけを目指すべきではない。EU およびその加盟国は、重複する法的枠組みを排除することによる規制の改善や、自由化と規制撤廃も目指すべきである。

BRT は、EU 全域に亘る統一的な政策の適用が重要な分野においては、EU は規則 (Regulations) による政策の形成をすべきであると強調したい。

次の10～15年間では、世界の成長の90%は、EU 域外からもたらされると予測されることから、BRT は、EU がグローバル経済の中で繁栄するためには、国際的に開かれた欧州単一市場が極めて重要であることを強調したい。

BRT は、野心的な FTA/EPA ならびに産業の成長と雇用創出に大きく貢献する公正な市場アクセスを通じて、日・EU の通商関係を深めることを支持する。

さらに、欧州経済の強さは、持続可能な経済発展をもたらす一連の価値を基盤としている。企業の社会的責任は、持続可能な発展と極めて競争の激しい社会的市場経済という EU の目的に、中心的に貢献することである。例えば、日本との関係を考慮し、BRT は、責任を負う企業を育成することを、日・EU の経済的・政治的パートナーシップの要とすべきであると確信する。

<直近の進捗状況>

欧州委員会が単一市場の可能性を最大限引き出すとの確約を行ったことから、一定の進展が見られた。

<背景>

欧州委員会のユンケル委員長は、単一市場の最大の可能性を引き出し、欧州が世界経済の中で繁栄するための出発点とするとの政治的誓約を行った。

欧州委員会は、2015年10月にロードマップを発表し、3つの主要分野に焦点を絞って数多くの措置を提案した。

WP-1 / # 16 / J to E オーディオ・ビジュアル製品と乗用車に課される高関税の是正**

EU 政府は、高い関税を即時に撤廃すべきである。例えば、オーディオ・ビジュアル製品には 14%、乗用車に 10%の関税が課されている。グローバルな貿易交渉の進展が見られない中、こうした削減は二国間交渉、特に、日・EU EPA/FTA を通じて実現されるべきである。

<直近の進捗状況>

日・EUEPA/FTA 二国間交渉が行われていることから、この提言に関しては一定の進展が見られた。

<背景>

EU は、産業界の一部分野の製品の関税率を高い水準で維持することにより、当該分野を保護している。これらの業界は国際競争の最前線にさらされており、保護よりもむしろ競争への刺激が必要であるにもかかわらず、である。このような保護措置は、これといった産業の国際競争力の向上にはつながらない。しかもその結果、高い価格を支払うことになるのは EU 域内の使用者や消費者のみである。

WP-1 / # 17 / J to E 化学品規制**

17.1 欧州化学品規制 (REACH)

1. BRT は、EU 政府に対し、欧州化学品規制 (REACH) の実施に際し、特に次の点に、さらに注意を払うよう要請する。

- ✓ EU 市場に出回っている物品のかなりの部分が EU 域外から輸入されていることから、ガイダンスの更新時には、非 EU 企業の見解を取り入れる機会を増やすことが望ましい。この点から、非 EU 企業の代表者が欧州化学物質庁 (ECHA) の利害関係者としての登録を認められるべきである。

- ✓ 例えば、ppm 単位ではなく ppb 単位で表した新たな高懸念物質（SVHS）の閾値が低すぎる場合、製造業者や輸入業者にとっては、正確な測定が困難なことから、その閾値の有効な実施には実務上の困難が伴うことになる。
- ✓ EU 政府は、高懸念物質に適用される閾値が採用された場合、その実施を強化することが望ましい。実施を強化しない場合、極めて低い閾値の高懸念物質の増加によって、厳密に閾値を遵守している製造業者／輸入業者と、あまり厳密に遵守していない製造業者／輸入業者との間の競争が阻害されることになる。
- ✓ 共同体ローリングアクションプラン（CoRAP）の枠組みの中で加盟国に割り当てられた物質の評価においては、民間企業に対し、自社で保有する物質に関する情報提供が求められることが多い。しかし、急な要請であったり、きちんとした形での要請でない場合があったりするため、有効性に欠ける。EU 政府は、加盟国に対してベストプラクティスを発表し、民間企業がより効率的・効果的に協力できるようにすべきである。

2. BRT は、EU 政府が PACT-RMOA（公共活動調整ツールリスク管理のオプション分析）を、特に次の点で、さらに改善するよう要請する。

- ✓ 中小企業が今も PACT-RMOA を理解するのが難しいと感じる場合があることから、EU 政府は、中小企業のニーズに応えるよう PACT-RMOA を改善すべきである。
- ✓ 企業による寄与プロセスを、今以上に発展させるべきである。
- ✓ PACT-RMOA の透明性をさらに高めるべきである。
- ✓ 加盟国の評価機関による評価の品質は、評価プロセスの標準化を通じてその一貫性をさらに高めるべきである。
- ✓ 物質の選定基準の透明性をさらに高めるべきである。

<直近の進捗状況>

進展が見られた。PACT-RMOA の各条項の解釈に関する EJC（工学者合同委員会）の決定により、その解釈が明確なものとなった。PACT-RMOA の導入により、SVHC に関する提案にも一段と進展があった。

<背景>

REACH には、企業にとって実務上、実施が非常に困難な要件が含まれている。

欧州委員会が非 EU 企業の代表者を欧州化学物質庁（ECHA）の利害関係者として登録できるよう提案したにもかかわらず、非 EU 企業の代表者の登録が行えないと解されている。EU は開放経済であり、また EU 市場に出回っている物品のかなりの部分が EU 域外から輸入されていることから、このような重要な問題に関し、非 EU 企業の考え方を考慮に入れるためのシステムを備えることは EU の利益になる。

REACH の実施は十分ではないことが確認されている。その結果、REACH は公平に実施されていない。製造業者や輸入業者の中には、閾値を超えてはならない限界値としてではなく単なる参照値と解釈しているところもある。高懸念物質

(SVHC) の見つかる可能性は低いと信じて、SVHC をまったく測定しない製造業者や輸入業者 もいる。

欧州化学物質庁 (ECHA) は、PACT-RMOA のウェブサイトを新たに開設し、評価を行った SVHC の評価結果を公表している。BRT は、欧州化学物質庁が SVHC の特定の透明性を高めてきたことに感謝する。

しかし、PACT-RMOA での決定は、ある物質を SVHC として指定することにはなるものの、加盟国の評価機関の評価品質にはばらつきがあり、PACT-RMOA のリストへの掲載するための物質の選定基準は、透明性に欠ける。加えて、PACT-RMOA は、任意の活動であるため、評価機関の責任は曖昧である。

17.2 内分泌かく乱物質に対する適切なアプローチ

BRT は、EU 政府に対して、CMR (発癌性、変異原性、生殖毒性) といった分類によってではなく、健全な科学的手法に基づくリスク評価によって内分泌かく乱物質を規制するよう要請する。これは、内分泌かく乱が毒性の評価項目ではないためである。有害性評価は、WHO で定義されている内分泌作用機序に基づいて有害事象を特定し、潜在性、先導的毒性、重症度、不可逆性を踏まえて特性化を行うことにより、実施すべきである。

BRT は、欧州委員会が、2016 年 7 月に発表される予定の分類 (カテゴリー化) に関する通達を待たずに、WTO に対し、既に DEHP (フタル酸ジエチルヘキシル)、DBP (フタル酸ジブチル)、BBP (フタル酸ベンジルブチル)、DiBP (フタル酸ジイソブチル) に適用される決定案を送付したことに懸念を抱いている。

<直近の進捗状況>

公開協議を含む継続的な協議の結果、一定の進展が見られた。

<背景>

EU 政府は現在、REACH、PPPR (植物保護製品規則)、BPR (バイオサイド規制) 等の現行法を審査し、政策措置を検討している。欧州委員会は、2016 年 7 月に分類に関する通達を発表すると表明した。

17.3 欧州特定有害物質使用制限指令 (RoHS)

BRT は、RoHS に含まれる物質の特定と評価は、最も適切なリスク管理オプションを考慮し、強固かつ一貫性のある方法に基づいて行うべきであることを提言する。将来的には、「REACH および指令 2011/65/EU (RoHS) - 共通の理解」の原則を適切に適用・実施して、規制の重複を避けるべきである。

BRT は、すべての新たな規制イニシアチブが、制限、代替品ならびに適用除外の要請に関して、適切な時期の実施を可能にするために必要なレベルの法的な確実性、透明性そして予測可能性を与えるよう要請する。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

規制物質のリストに入れる物質を特定し評価する方法についてのガイダンスを策定するために、欧州委員会が主導して作業部会が設立された。

REACH および RoHS の下で同じ化学物質に対する今後の規制措置をどのように管理していくかのシナリオを定める「共通の理解」文書も、欧州委員会から発行された。

<背景>

RoHS の下での規制物質のリストに含まれる可能性のある物質を特定して評価するために、欧州委員会は、その方法について取り組みを続けてきた。この特定・評価の方法は、物質審査のプロセスと基準を明確化し、今後の評価すべてに対する強固かつ一貫性のある手法を提供するために、今後さらに細かく調整すべきである。別のリスク管理のオプションが検討されることもあり得ることから、物質の評価が、必ずしも RoHS に基づく規制物質のリストに含める提言に結びつくとは限らない。

REACH および RoHS は、いずれも化学物質の使用を規制する。認可、規制、適用除外のプロセスは、この二つの規制間で部分的に重複しており、産業に複雑さと負担を与えている。「共通の理解」は、人の健康と環境の保護を守りながら、最も効率的かつ効果的な方法を用い、どのようにしてこれらのプロセスを管理するべきかを具体的に示している。

17.4 CLP 規制

- ✓ BRT は、輸出業者の負担を軽減するため、EU 政府に対して、通関の際、化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) の分類およびラベル表示を受け入れるよう要請する。
- ✓ BRT は、さらに EU 政府に対して、技術的進歩への適応化 (ATP) の段階から GHS を考慮するよう要請する。

<直近の進捗状況>

本提言に関しては、非常に限定的であり企業にとっては不十分ではあるが、一定の進展が見られた。

<背景>

CLP 規制 (物質および混合物の分類、ラベル表示、包装に関する規則 (EU) No 1272/2008) は、EU 域内のメーカーおよび輸入業者だけでなく、EU への輸出業者も対象とする。CLP は、国連の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」に対応したものであるが、一部採用していない分野や EU 独自の分野もある。その結果、EU への輸出業者は GHS と CLP をともに遵守することを求められる。

17.5. ナノマテリアル

1. 定義

BRTは、EU政府に対し、製品の表面からのナノマテリアルの飛散を考慮し、ナノマテリアルに関する将来を見越した政策手段を実行するよう要請する。

2. 測定方法の標準化

BRTは、EU政府に対し、ナノマテリアルの実用的な測定方法を標準化するよう要請する。これは、シンプルで国際的に調和された測定方法とすべきである。

3. 報告制度

BRTは、EU政府に対し、率先してEUレベルで調和が取れた報告制度を制定するよう要請する。

上記1と2が進展を見せていないため、加盟国の中には、自国独自の報告制度を開始させたところがある。EUは、調和のとれた報告制度に関し、より迅速に対応することが望ましい。

<直近の進捗状況>

ほとんど進展は見られなかった。

報告制度に関しては、欧州委員会が公開協議を行っている。

報告制度に関しては、フランス、ベルギー、デンマーク、スウェーデンをはじめとする一部の加盟国は、独自の制度を採用している。統一された報告制度は、業界にとって極めて重要である。

測定方法に関しては、2012年に共同研究センターが「Requirements on measurements for the implementation of the European Commission definition of the term 『nanomaterial』 (欧州委員会による『ナノマテリアル』という用語の定義を実行するための測定要件)」と題された報告書を発表した。依然として実用性やコストが課題である。

<背景>

欧州委員会は、2011年10月18日にナノマテリアルの定義勧告(2011/696/EU)を発表した。

複数のEU加盟国において、国内で独自にナノマテリアルの報告制度を制定する動きがあり、メーカーおよび輸入業者は異なる形式で複数の報告書を作成しなければならない。これは非効率的なだけでなく、サプライチェーンに混乱を招く恐れがある。

届出といった規制上の要件に応える際に、ナノマテリアルの測定にはさまざまな測定方法が用いられている。結果として、異なる計測者による計測結果が比較できなくなる危険性がある。

17.6. バイオサイド製品規制

BRTは、EU政府に、バイオサイド製品（殺生物性製品）によって人、動物および環境にもたらされるリスクを低減するために、バイオサイド製品規制（BPR）に基づき処理された成形品に対する対策の効果を評価し、そのような対策が目的に叶うものであることを保証することを求める。

バイオサイド製品規制（BPR）は、概念的であり、必ずしも分かりやすいものではないことから、BRTは、EU政府に対し、活性物質、バイオサイド製品または処理された成形品の実際の事例に対する適正な手続きを説明する実用的で分かりやすい想定問答集（FAQs）を発行するよう求める。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

<背景>

2012年5月22日の欧州議会および理事会のBPR（殺生物性製品の市場における利用および使用に関する規制（EU）No 528/2012）は、処理された成形品は、成形品の処理に用いられるか、または成形品に組み込まれる殺生物性製品に含有されるすべての活性物質が承認されない限り上市してはならない旨、要求している。この要件は、有害な化学薬品を規制して管理するための既存の法的仕組み（例えば、REACH、RoHS）に加えて、産業界に大きな負担とコストを課しており、その結果として技術の停滞を招き、EU市場に製品を上市するメーカーまたは輸入業者の競争力に影響を与えることになる。BRTは、これがEU外のメーカーおよび輸入業者に不釣り合いな影響を与えていることを懸念する。というのは、そのような規制対象の活性物質は中小企業（SME）、ならびにEUに対する販売高も限定的で、BPRの要件に取り組むだけの財力がない企業から供給されることが多く、その結果、そういった企業は機能性を失い、さらにEU市場に参入するための技術や潜在的イノベーションを制限されるのである。したがって、BRTは、BPRに基づいて処理された成形品対策について、「社会経済上の恩恵」対「人と環境に対する恩恵」を評価することによって、この規制の影響の評価することを提言する。

所轄庁の会合では、数多くのガイダンス文書が作成されるものの、そのようなガイダンス文書の多くが問題をますます複雑化してきた。BRTは、EU政府に対し、ガイダンスを分かりやすいものに改善するよう要請する。

WP-1 / # 18** / J to E 資源効率政策

18.1 循環経済

真の循環経済には、理想的な経済サイクルのあらゆる段階で当事者が関与することが必要であり、ライフサイクルの考え方に基づくことが望ましい。したがって、**BRT**は、**EU**政府に対し、科学的裏付けの観点から設計段階で環境面でのメリットを評価し、エネルギー効率、資源効率ならびに製品の安全性と性能の間の得失評価を考慮に入れることを提言する。

EUレベルでの枠組み条件および授權法規はあるものの、それらの実施、調和、執行を改善する必要がある。**BRT**は、**EU**政府に対し、循環経済行動計画の策定における整合性を確保し、再利用ならびに改造／再生産活動に焦点を当てる循環型ビジネスモデルを制限する法律の重複や矛盾を回避することを提言する。特に、生産段階についての新たな法律を提案する前に、**EU**政府は、他の分野同様、エネルギー関連製品（**ErP**）、エネルギーラベリング、**WEEE**（廃電気電子機器指令）、**RoHS**（欧州特定有害物質使用制限指令）、**REACH**（欧州化学品規制）、製品環境フットプリント（**PEF**）との整合性を考慮に入れるべきである。新法、改正法、政策提案を提出する際、新たなビジネスモデルの信頼性を損ねる恐れのある不公平な競争を回避するために有効な施行計画を実施すべきである。一方で、**BRT**は、**EU**政府に対し、例えば **REFIT**（規制適正化プログラム）などを通じて、既存の枠組み／環境法が、循環経済に対する障壁とならないかを評価することを提言する。こういった障壁は除去できる可能性がある。

BRTは、**EU**レベルで既存の法令・政策のさらなる整合化および簡素化を進め、各加盟国レベルでの多様な解釈や実施によってもたらされる障壁を克服する必要があることを強調したい。これに関連して、欧州域内で、または世界で、二次原料の自由な移動を保証するために、廃棄物および廃棄物でなくなる基準（「**waste and end-of-waste criteria**」）の一貫性のある定義が必要となってくる。特に、**BRT**は、**EU**政府に対し、循環経済の潜在的障壁を明らかにするために、かかる基準の国内実施状況を注意深く監視するよう要請する。

BRTは、極めて複雑でグローバルなサプライチェーンをもつ企業を代表している。日・**EU**両政府は、このことに常に留意し、したがってグローバルなレベルでの規制の調和に寄与することが望ましい。かかる整合化は、**ISO**規格に沿った技術標準の策定によって達成することができ、すべての市場参加者に公平な競争環境を作り上げると同時に、産業界がサプライチェーンにおける循環型モデルを実現するために役立つ。これと並行して、日・**EU**両政府は、製造業者が製品に再生材の使用を増やし、二次原料生産者がさらに品質の高い原料を大量に供給できるようにするためのインセンティブを検討すべきである。これらは、グローバルかつ機能的な二次原料市場を作り上げるために必要な措置となるであろう。

<直近の進捗状況>

本件は、新たな提言である。

<背景>

欧州委員会は、2015年12月に新たな循環経済パッケージを発表した。このパッケージには、廃棄物法に関して改定を加えた提案ならびに循環経済のためのEU行動計画が含まれている。

18.2 エコデザイン製品ロット

BRTは、EU政府に対し、消費者が手頃な価格で効率的な製品を購入できるよう、最低エネルギー性能規格（MEPS）を最小ライフサイクルコスト（LLCC）のレベルに設定するエネルギー関連製品（ErP）原則を支持するよう求める。

またBRTは、EU政府に対し、製品に組み込まれている構成部品をエネルギー関連製品（ErP）製品ロットの範囲に含めるとの決定を下す前に、包括的影響評価を行い、それによって非効率的な「二重」の規制措置を避けることも求める。消費者には具体的な利益のない構成部品レベルではなく、最終製品レベルで最適効率を追求することが重要である。

BRTは、有用部品の早期廃棄を回避し、資源効率の側面を勘案するため、「生産されたとおりに修理する」原則を、RoHS指令の場合と同様にエネルギー関連製品（ErP）の補修部品に適用すべきであると提案する。

<直近の進捗状況>

協議が継続していることから、一定の進展が見られた。

<背景>

製品に組み込まれた構成部品の影響評価が、例えばロット11（ファン）の改定版と同様に実施されない場合、環境ならびにエネルギー効率に対する恩恵が誤った方向に導かれる可能性がある。適切な影響評価を行わないと誰にも購入されず、結果的にエネルギー消費の低減にも寄与しない高価な製品が作られてしまう。さらに、このことが、非現実的な最低エネルギー性能（MEP）の設定につながり、これによっても消費者にとって高すぎる最終製品が生まれてくる。エネルギー関連製品（ErP）を実施するための対策は、市場で最も非効率的な製品を排除することに重点的に取り組むことが望ましく、エコラベル規則の対象となっている最も効率の高い10%の製品に基づいて最低エネルギー性能（MEP）を設定することは望ましくない。

もう一度ロット11（ファン）の例を用いて、ある製品を修理する必要がある場合、必要な補用部品が、最新の規則要件を満たさない場合、その製品を修理することはできず、新製品を買わなければならない。これは、資源効率性に欠ける。ある製品についての規則が、補修部品を考慮していれば、修理によってその製品寿命を延ばすことができる。

18.3 エネルギーラベル表示

現在継続中のエネルギーラベル表示指令の改正に関して、BRTは、EU政府に対し、最上位のエネルギークラスへの製品分類を敢えて行わないことは、消費者を混乱させ、さらにエネルギー効率の高い製品を開発するイノベーションの機運をそぐことになるため、これを避けるよう強く要請する。エネルギーラベルのスケール変更規定も、対象範囲内の製品の特性に合わせて調整すべきであり、一般的に、市販されている製品の50%以上が、最上位のエネルギークラスに移行する場合にのみ実施すべきである。また、多額の費用を伴う製品情報データベースの構築は、各加盟国における市場サーベイランスに取って代わるものではなく、機密データが第三者に漏れる危険もあることから、BRTは、かかるデータベースの構築に対しても警告を発する。

<直近の進捗状況>

本件は、新たな提案である。

<背景>

エネルギーラベル表示指令の改定に関して、欧州委員会の草案 (COM (2015) 241) は、機種数の過半数が最上位のエネルギークラス (つまり A および B) に該当するようになるまでの予測期間を 10 年とするために、ラベル導入時には、これらのクラスには手を付けないこと、ならびに、低位のエネルギークラス (D、E、または G) に属する製品は、エネルギー関連製品 (ErP) 実施措置により今後上市できないことから、これらのクラスをラベルから除外することを提案している。これは、イノベーションを妨げ、消費者を混乱させて市場でエネルギー効率が最も高い製品を購入するために資金を投入しようという意欲をそぎ、しかもエネルギーラベル表示の目的に対しても逆効果である。欧州委員会が管理することになる製品データベースを構築するという提案は、コストと負担を増やし、中小企業の競争力を損なうことになる。しかも、加盟国が市場で実施しなければならない市場監視に関しても、なんの新たな利点もない。データベースに収めるよう求められている製品データのほとんどは、エネルギー関連製品 (ErP) 実施措置に基づき、既に生産者の無料のウェブサイト入手することができる。

WP-1 / # 19** / J to E 税制

19.1 共通連結法人課税基礎 (CCCTB)

欧州委員会は、2016年に共通連結法人課税基礎 (CCCTB) の提案を再び打ち出す意向である。欧州委員会は、この提案を 2 つに分割する意向である。つまり、まずは共通課税基礎の規則について合意し、次の段階で連結規則について合意するという提案である。さらに委員会は、再度打ち出した CCCTB を義務制にする意向である。

BRTは、CCCTBが、単一市場の強化に役立つという点で、企業にとって魅力的なものとなると見ている。

BRTは、共通課税標準（CCTB）よりもCCCTBの方が望ましいと考えるが、加盟国が直ちにCCCTBに同意しそうにない場合、段階的アプローチが有望であると認識している。

BRTは、CCCTBでは、CCCTBを構成する国境を越えた欠損控除、グループ企業内再編における未回収のれん課税の繰り越し、ならびに、企業グループ内でのアームズレングス原則の非適用が重大な関心事であり、CCTBの段階で、そのようなメリットを実現するための一時的措置があるべきだという点を強調したい。さらにBRTは、国境を越えた欠損控除の当座の仕組みは、主要組織に単独ベースの損失が生じた場合に、この国境を越えた欠損が控除できるように立案すべきであるとも提言する。

EU域内に持ち株会社をもつ企業グループへの義務的適用に加え、EU域外で設立された親会社が直接保有する企業グループおよび支社にも、この制度の規則が適用できることが望ましい。

BRTは、これまでよりも公正かつ大規模な単一市場において、成長を取り戻し、投資と雇用の創出を促すことを優先するEUを支持する。したがって、EUは、成長、投資および雇用の創出を促進する租税政策に力を注ぐべきである。

BRTは、CCCTBが、それ自体が中小企業を含むあらゆる企業、さらには単独の企業にとっても利用したいと思わせる魅力を持ったものとするために、簡素で、負担が軽く、合理的な税制であるべきであると提言する。また、CCCTBは、過激なタックス・プランニング（税金対策）に訴える誘因を減少させることが望ましい。

BRTは、EUに対し、世界中の国々が望むような世界的にベストプラクティスな法人税の仕組みを作ることを目指すよう、促す。

<直近の進捗状況>

欧州委員会が、提案に関する閣僚理事会でのこう着状態の打破に取り組んでいることから、一定の進展があった。

<背景>

欧州委員会は、2011年、CCCTBについての閣僚理事会指令を提案した。閣僚理事会は、この提案で合意に達することはできなかった。

欧州委員会は、2015年6月17日、より公正かつ効率的な法人税制のための行動計画（Action Plan for a Fairer and Efficient Corporate Tax System）を発表した。この行動計画は、保留となっている提案に対する新たなアプローチを求めるもので、主な修正は次のようになる予定である。

- 再度打ち出されたCCCTBは、義務制となる。
- 現在の提案は、一気に合意するにはあまりにも膨大であるため、2段階で導入されることになる。まず、共通課税標準規則の合意達成に注力し、連結は、その後の段階での採択に預けることになる。

欧州委員会は、2015年10月から2016年1月まで、CCCTBの再開について公開協議を実施した。

多くの日本企業が、単一市場での競争力を維持するために、欧州で展開する企業組織の統合や合理化を進めている。例としては、営業支援や経理といった機能の集中化が挙げられる。

グループ内取引と課税との関係は、企業の意思決定においては重要な要素である。国際的に事業を展開する企業が、EUでの税務上、一連の規則に沿ってグループ全体の収益を計算し、連結会計を確立できるようにすることが極めて望ましい。

19.2 合併に関する指令

合併に関する指令（90/434/EEC）が対象とする範囲を拡大し、再編による不動産および無形資産の移転を含むべきである。さらに、株式保有義務期間は撤廃すべきである。

<直近の進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

通達COM（2001）582では、欧州委員会は、「合併に関する指令」が対象とする範囲を拡大し、不動産の移転に対して課税する意図に言及したが、指令（2005/19/EC）改正には、この問題に関わる規定は含まれていない。

同指令の対象範囲を拡大して、再編による不動産および無形資産の移転をも含めれば、企業は再編コストを削減し、競争力を向上させることが可能となる。

合併に関する指令（90/434/EEC）は、国境を越えた一定対象の企業再編における法人税の繰延べについて定めている。一部のEU加盟国では、企業は、現物出資された財産と引き換えに受け取った株式を何年にもわたって保有することが義務付けられている。たとえ、それらの持株会社が事業会社としての機能を失ったとしても、である。同指令には、そのような措置を支持するための根拠はないようである。

こうしたペーパー・カンパニーの維持費に加え、二重課税のリスクも高まる。子会社によって支払われた配当金は、日本の親会社の持分が25%未満のペーパー・カンパニーを通して支払われた分については、日本の「外国子会社配当益金不算入制度」（foreign dividend exclusion）の対象とはならない。

19.3 付加価値税（VAT）制度の抜本的な改革の検討

BRTは、付加価値税（VAT）制度を抜本的に改正し、単一市場に適合した、簡素化され、効率が良く、強靱なVAT制度を実現するという欧州委員会の戦略（Com

(2011) 851) を歓迎する。BRT は、欧州委員会が、より簡素かつさらに強靱な VAT 制度のための選択肢を発表したことも歓迎する。さらに欧州委員会は、2016 年の作業計画書の中で、最終的な VAT 制度を提示する通達を発表すると公表した。

BRT は、EU 域内の VAT 申告事務を、企業グループが容易かつ費用効率よく、1 か所に集中できるような新しい VAT 制度が迅速に実現することを期待する。

<直近の進捗状況>

本提言に関しては、限定的ではあるが、一定の進展が見られる。

<背景>

多くの日本企業が、単一市場で競争力を維持しようとして、欧州で展開するその企業組織の統合や合理化を進めている。全体的なコスト削減や効率化を目的として、VAT 管理をはじめとする会計機能が集中化の対象となる場合が多い。

EU の VAT 制度は共通の制度だが、実際には、加盟国間で著しい差異があり、逸脱がその主な理由となっている。したがって、現在、VAT 管理の集中化には財務的に高いリスクが伴う。

例えば、限られた国別知識しか持ち合わせていない中央の経理スタッフが、繰り返し行う会計取引の中で一つミスを犯すと、修正すべき累積額が比較的短期間のうちに増大してしまう可能性がある。その上、罰金が科される可能性もある。このような高いリスクを回避するためには、企業は、国内の営業所に経理スタッフを残すか、もしくは、国別の知識を有する大人数の経理スタッフを中央に雇用しなければならない。いずれにしろこれでは、費用効率のよい経理機能の集中化は実現できそうもない。

19.4 国別報告 (CBCR)

BRT は、国際的に公正な税制の枠組みと公平な競争機会を創り上げることを支持する。BRT は、EU の国別報告／税源浸食と利益移転 (CBCR/BEPS) 行動 13 の実施において、EU が国際的に公平な競争機会の実現を目指すべきであると強調したい。

そこで、公平な競争機会を実現するために、国別報告 (CBCR) の中で開示を求められる情報は、国際的に一貫したものであることが重要である。したがって、EU は、税務当局への開示が必要な情報を、税源浸食と利益移転 (BEPS) 行動 13 の情報に限定することが望ましい。

さらに、納税者に関する情報は、税務当局によって秘匿されなければならない。これが、法的枠組みは交換された税務情報の秘匿性保持を確実なものとし、その利用を適切な目的の範囲内に限定するよう、BEPS 行動 13 が要求する理由である。BRT は、この原則を拡大することによる税務関連情報の義務的公開は、不適切であると考える。

BRTは、過激な税金対策の抑制に努めるというEUの願望を理解する。BRTは、税金対策の必要性を低減し、成長とイノベーションに親和した税務環境を整備するために、簡素で、負担が軽く、合理的な税制の重要性を指摘したい。EUが成長とイノベーション税制を支援する簡素で、負担が軽く、合理的な税制を導入していると企業が評価したとき、それは、EU経済および公共財政にとって極めてメリットの大きい、投資者にとって好ましい環境を創り出すことになる。

<直近の進捗状況>

EUの方針に大幅な変更があったため、本件は新たな提言となっている。

<背景>

一定の大規模企業および団体による非財務情報とダイバーシティ情報の開示に関する指令2013/34/EUを改正する2014年10月22日の欧州議会・理事会指令2014/95/EUは、欧州委員会に対し、2018年7月21日までに国別報告(CBCR)に関する報告を行うよう求めている。

2017年から国別報告(CBCR)を税源浸食と利益移転(BEPS)行動の枠組みに導入するとの協定により、欧州委員会は、CBCRを汎欧州ベースで導入し、その範囲を拡大する可能性について、2015年に公開協議を開始した。

WP-1 / # 20** / J to E 会社法／企業の社会的責任

20.1 企業の社会的責任(CSR)政策に関する新たな戦略

欧州委員会が最近改定した企業の社会的責任(CSR)に関する新たな政策に関し、BRTは、次のように提言する。

- (1) イノベーションを強調する：欧州委員会は、イノベーションと機会を招く、企業の社会的責任(CSR)の前向きな性格をはっきりと伝えることが望ましい。
- (2) 柔軟で原則に基づく取り組みを行う：欧州委員会は、評価および報告に「原則に基づく」取り組み方を採用することが望ましい。このアプローチにより、各企業は、動的かつ変化する環境の中で、その事業を有意義に表現することができるようになる。
- (3) オープンなプラットフォームを構築する：欧州委員会は、オープンなプラットフォームを構築する中で積極的役割を果たすことが望ましい。
- (4) 変化を目指す指導力を育むためのインセンティブを創出する：欧州委員会は、企業のマイナス影響の特定、回避および緩和において率先する企業に対するインセンティブを創出することが望ましい。
- (5) 欧州諸機関の政策連携を一つにまとめる

<直近の進捗状況>

本提言に関しては、現在、欧州委員会が、その企業の社会的責任（CSR）に関する戦略（行動計画）を更新していることから、一定の進展が見られた。

<背景>

2011年の欧州委員会通達「企業の社会的責任についての2011年～2014年の新たな戦略」（COM（2011）681）は、一つの重要な節目であった。これは、企業の社会的責任（CSR）の現代的定義を「社会に対する企業が及ぼす影響に関する企業の責任」と定めただけでなく、企業がその利害関係者と緊密に協力して、社会的、環境的、倫理的権利、人権と消費者の懸念を、その事業運営と中核的戦略に組み入れるプロセスを設けることに対する期待も提示した。さらに、この通達は、企業の社会的責任の進展（CSR）が企業自身が主導すべきであることも明確にした。

政策の改定に備え欧州委員会は、2014年に公開協議を実施し、過去3年間にわたる欧州委員会のCSR戦略の影響、ならびに今後委員会が果たすべき役割について利害関係者の意見を求めた。欧州委員会の多様な利害関係者の審査プロセスの最終的な節目として、2015年2月、企業の社会的責任（CSR）についてのEUマルチステークホルダー・フォーラム（EU Multistakeholder Forum）が開催された。欧州委員会は、現在、企業の社会的責任（CSR）についての新たな戦略（行動計画）を立案中である。

本提言に関するさらなる背景

- (1) 企業の社会的責任（CSR）の新たに整備された定義については、EU戦略（2011年～2014年）の発表後、さまざまなことが言われてきた。今、あらゆる利害関係者が参加して、未来に向けた行動を組み立てる時期が来ている。したがって、政策手段によって、欧州産業の競争力のけん引役としてのCSRの理解を促す必要がある。欧州委員会は、プラス影響を最大限に高め、マイナス影響を緩和するための行動の推進に関する政策議論を主導することが望ましい。
- (2) 企業は、自社のサプライヤとの関係に有意義な方法で、持続可能な開発というその目標をいかに達成するかを選択するための自由裁量を必要としている。「規則に基づく」取り組みや、「チェックボックス」式取り組みでは、今日、多国籍企業が複雑なバリューチェーンの中で直面している現実的課題を反映することはなく、地方レベルでの企業の継続的取り組みを正確に反映しない場合もある。規則に従うだけの考え方も、結果的に、より長期的な取り組みについての思考を制約してしまう。企業の社会的責任（CSR）とは、一つの「旅」である。CSRの政策ツールは、イノベーションと成長を促すように計画しなければならない。
- (3) 対話は、我々の社会がどのように動いているかを理解するための強力なツールの一つである。対話は、永続的な信頼を築く上で、名前の公表などの手段で透明性を強制するよりも、有用な場合が多い。イノベーションは、利害関係者、相手国または相手地域間での、またその政府やサプライヤとのオープンなやりとりによって推進される。関係が構築されていけば、相手方は、互いに他の利害関係者との間での持続可能な成長について一層配慮し、共通の目標を探し求めるようになる。

る。BRTは、日・EU産業政策対話の中の技術ワーキング・グループの一つとして、欧州委員会成長総局（DG GROW）と日本の経済産業省（METI）が創設したCSRワーキング・グループを称賛したい。このワーキング・グループは、日・EU間の関係を強化するだけでなく、対話のための新たなプラットフォームを作る上でも、さまざまな可能性をもっている。

- (4) このような各種インセンティブは、効果的に実施された場合、最初にそれを取り入れる先駆者に対し、名声とリスク管理の上で、追従者よりも強い競争力を与える。しかし、現在、例えば、企業内外で人権などの困難な問題へいち早く取り組む企業は、卑劣な手段で批判されたり、不利益を被る場合もある。こういった状況を受け、BRTは、いち早く取り入れた先駆者が、不利益を被るのではなく、今よりも評価され、それによって企業の社会的責任（CSR）のプラス面とマイナス面いずれについても改善するための取り組みを称賛される仕組みを歓迎する。
- (5) 企業の社会的責任（CSR）は、会社法、貿易協定、公的調達などの形でEUの他の政策に次第に取り込まれてきていることから、欧州委員会や他の欧州諸機関は、新たなイニシアチブや通達を出す際は、そういった政策との連携をはっきりと謳うことが望ましい。それによって、企業は、初期の話合いに参加することができ、企業のさまざまな業務の中にCSRをさらに効果的に組み込んでいくことができる。

20.2 紛争鉱物

BRTは、国際的に認められた枠組みの推進、任意による自己証明、信頼できる製錬所および精錬所リストの公開等、規則案には企業からのフィードバックがある程度反映されていることを認める。

またBRTは、紛争鉱物資源に関する規制の適用範囲内の鉱物・金属のリストを定義し、紛争の意味と高リスク地域を明確化するために2つの専門家グループが設立されたことも認識している。BRTは、これらグループの作業が透明性のある方法で行われることを要請する。

iTSCi（ITRIスズ・サプライチェーン・イニシアチブ）のような十分に確立したトレーサビリティ制度がなければ、紛争と関係のない製錬所の認定を実施することは極めて困難であろう。したがってBRTは、既存のトレーサビリティ制度を信頼できる形で実施することなく、地理的適用範囲を性急に拡大することを避けるよう要請する。

責任ある調達を効果的に奨励するために、BRTは、上流での事業に焦点を当てるインセンティブを、今以上に検討することを提言する。上流サプライチェーン企業ならびにサプライチェーンの品質情報の伝送の促進に専念することにより、サプライチェーンの中のしかるべきポイントを強化することは、OECDのガイダンスおよび業界のイニシアチブにも一致している。製錬所／精錬所のピンチポイントを超えた場合、金属の原産地特定の難しさが飛躍的に高まる。

さらに BRT は、信頼でき、十分に管理された機能的な認証制度の下で、信頼できる輸入業者、製錬所、精錬所を証明するための明確な基準を設定するよう要請する。輸入業者の認証での混乱を避けるために、BRT は、EU に対し、輸入業者が「信頼できる」ようになるための明確な基準を設定するよう求める。このような基準は、CSFI (Conflict Free Sourcing Initiative (紛争と関係のない調達イニシアチブ)) の「Conflict Free Smelter Program (紛争と関係のない製錬所プログラム)」ならびにロンドン地金市場協会 (LBMA) などの既存の基準を活用することが望ましい。

BRT は、共同調達において定められたインセンティブに関して、調達の面で OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスと同等であることの定義、ならびに業界の取り組みに関する同意書に署名した企業の利益および責任を明確化するよう要請する。BRT はまた、調達インセンティブの導入にあたり、域内の調整を十分に行うよう求める。

<直近の進捗状況>

ほとんど進展はなかった。この提案は、現在、欧州理事会、欧州議会および欧州委員会の三者間で審議中である。

<背景>

欧州委員会は、2014 年 3 月 5 日に、紛争地域および高リスク地域で採掘されたスズ、タンタル、タングステンおよびそれらの鉱石、ならびに金の信頼できる輸入業者のサプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの自己証明に関して、EU の制度創設について定めた欧州議会および理事会規則案 (COM (2014) 111) を提出した。また、欧州委員会と上級代表は、欧州議会および理事会に対し、規制案と同時に「Responsible sourcing of minerals originating in conflict-affected and high-risk areas - Towards an integrated EU approach (紛争地域および高リスク地域で採掘される鉱物の責任ある調達—EU によるアプローチの統合に向けて)」(JOIN (2014) 8) と題された共同通達を発した。

「紛争地域および高リスク地域」の基準を設定するハンドブックの作成に加えて、管轄当局が調和の取れた認定に向けて準備するためのガイドラインを作成するために、欧州委員会、加盟国、欧州議会ならびに専門家の間で、専門家の非公式会合が設けられた。

欧州議会は、2015 年 5 月 20 日、第 1 回読会の修正を採択した。この修正により、自己認証の任意的性質が義務に変更され、川下企業まで範囲が拡大される。

20.3 非財務情報の開示

一定の大規模企業および団体による非財務情報とダイバーシティ情報の開示に関する指令 2014/95/EU に基づく非財務情報の報告に関する拘束力を持たないガイドラインについて、BRT は、次のように提言する。

1. 柔軟性があり原則に基づくこと

非財務報告書は、報告を行う企業が対象とする報告先および何が重要かを決定する権利を有する場合は、重要なコミュニケーション・ツールの一つである。事業の性質、トップ・マネジメントの視点ならびに企業文化により、それぞれの企業にとっても重要性は異なる。重要性とは主観的性質のものであるため、個別で調和の取れた非財務的重要業績指標（KPI）は、地方レベルで複雑な課題に直面した企業の継続的取り組みを正確に反映していない。したがって、原則に基づく取り組みこそが、企業が、動的かつ変化する環境の中で、その事業を有意義に表現するために取り得る唯一の方法である。

2. 対話を強調すること

このガイドラインは、対話が、企業にとって、その投資家および利害関係者の信頼を高め、また、対話を **PDCA** 管理サイクルの一部とすることによってその内部慣行の改善を活用するための他の手段と同等に価値の高い手段であることを認めるべきである。対話は、リスク管理とイノベーションの文化を育成するための強力なツールの一つである。それによって、企業は、今後のリスクの可能性について意見を交換するだけでなく、協力の機会を模索することができる。コスト効率が高く有意義な合同対話を築くべく、多くの民間イニシアチブが国際レベルで進行中である。

3. イノベーションと成長を促進すること

グローバル企業は、世界的な環境の中で、イノベーション力と競争力を高めるため、意欲的に企業の社会的責任（**CSR**）を日常業務に組み込んでいる。そういったイノベーションは、利害関係者、相手国または相手地域間での、あるいはその政府やサプライヤとのオープンなやりとりによって促進される。この観点から、ガイドラインは、規則に従うだけの考え方を押しつけるのではなく、企業や投資家が、価値を生み出すプロセスについて論議するための有効なチャンネルを発展させるべきである。

4. 既存の国際的な報告の枠組みを推進すること

EU は、「プロセスベース」の取り組み方を採用している国際的に認められた枠組みを推進し、それによって、企業が、結果ベースの「チェックボックス」式取り組み方に陥ることなく、有効な措置を講じられるだけの自由度を与えるようにすべきである。このような枠組みには、国連のビジネスと人権に関する指導原則（**UN Guiding Principle on Business and Human Rights**）および **OECD** のデュー・ディリジェンス・ガイダンスが含まれる。

<直近の進捗状況>

進展が見られた。欧州委員会は、非財務情報の報告に関する拘束力を持たないガイドライン作成のため、**2016年1月15日から4月15日まで**公開協議を行った。

<背景>

欧州議会および理事会は、2014年10月22日に指令2014/95/EUを採択した。この指令の文言によれば、以下のとおりである。

- 貸借対照表の日付において会計年度中の平均従業員数が500人の基準を超える大規模公益企業は、当該企業の発展、業績、方針、活動による影響を理解する上で必要な範囲において、少なくとも環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、反腐敗および贈収賄の防止に関する情報を記載した非財務報告を経営報告に含めるものとする。
- 欧州委員会は、企業による適切で有益かつ比較可能な非財務情報の開示を促進するため、全体およびセクター別の非財務的重要業績指標を含む非財務情報報告の方法論に関する拘束力のないガイドラインを作成するものとする。欧州委員会は、ガイドラインの作成にあたり、関係者と協議を行うものとする。欧州委員会は、2016年12月6日までにガイドラインを発表するものとする。

20.4 サプライチェーンの責任ある管理

BRTは、欧州委員会が、国連のビジネスと人権に関する指導原則（UN Guiding Principle on Business and Human Rights）などの国際的に認められた枠組みの実現を支持する誓約を歓迎する。

BRTは、EU政府が、次のような姿勢で臨むことを提言する。

- 1) グローバルな調和を図ると同時に柔軟性を確保する。
- 2) EUだけでなく他の地域に既にあるイニシアチブや法律文書に適合し、矛盾しない。
- 3) 企業に対し、根本的な問題の解決に効果がない不必要な事務負担を生むことなく、追加コストを招くことがない。
- 4) グローバルな包括性があり、あらゆる政府（国家だけでなく地方自治体も）、企業および市民社会が責任あるサプライチェーンを育成させる。

<直近の進捗状況>

本件は新たな提言である。

<背景>

2015年のG7首脳会議の首脳宣言に示されるように、サプライチェーンの責任ある管理の重要性はますます高くなっている。

欧州委員会は、2015年10月、新たな貿易・投資戦略「万人のための貿易—さらに責任ある貿易・投資政策に向けて（Trade for all - Towards a more responsible trade and investment policy）」を発表した。この文書は、グローバルなサプライチェーンの責任ある管理は、貿易政策を欧州的価値観に合わせることに極めて重要であると明記している。

WP-1 / # 21* / J to E 製品安全性／市場監視

21.1 製品安全性・市場監視パッケージ案

BRTは、2015年5月6日付け最終報告書「市場監視についての新規制の実施：原産地表示」によれば、原産国の義務的表示がそれほどの付加価値を生じることはないとしていることから、EU政府が、原産国表示を義務化する消費者向け製品の安全性に関する規則案第7条（COM(2013)78）を修正すべきことを提言する。BRTは、原産国表示の義務化については、必ずしも消費者の安全性向上につながるものではなく、メーカーおよび／または輸入業者はかなりの事務負担を強いられることになる。したがって、BRTは、パッケージには強制的な原産国表示を含めるべきではないと考える。

<直近の進捗状況>

若干の進展が見られた。欧州委員会が加盟国から作成を要請されていた原産地表示に関する報告書が発表された。この提案は、現在、欧州議会および理事会で審議中である。

<背景>

欧州委員会は、2013年2月13日に、製品の市場監視に関する規制案（COM(2013)75）と消費者向け製品の安全性に関する規制案（COM(2013)78）からなる製品安全性・市場監視パッケージ案を提出した。パッケージは現在、理事会による検討の最終段階にある。消費者向け製品の安全性に関する規制案の第7条は、メーカーおよび輸入業者に対し、製品に原産国を表示するよう求めている。

21.2 新しい法的枠組みにおける市場監視

BRTは、製品に関する市場監視の調和に向けて欧州委員会と加盟国が取っている全体的な方向性を支持する。市場監視の統合化は、製品の公正な移動のための重要な一歩である。また、BRTは、欧州委員会と加盟国に対して、この調和プロセスの進捗と各加盟国における市場監視の実施状況に関するすべての関連情報を公表するよう求める。さらに、市場監視を統合させる枠組み作りに貢献できる機会を産業界に与えるよう、欧州委員会と加盟国に対して要請する。

BRTは、産業界の関与に関して欧州委員会総局に謝意を表するとともに、引き続き関係者と広く協議を行うよう要請したい。協議に関しては、新しい法的枠組みのガイダンス草案が準備できた時点で公開協議を実施することが望ましい。

<直近の進捗状況>

本提言については、一定の進展が見られた。

<背景>

製品の販売に関する認定と市場監視の要件を定めた規則765/2008/EC (Regulation 765/2008/EC) と、製品の販売に関する共通の枠組みを定めた決定 768/2008/EC (Decision 768/2008/EC) が、2008年に採択された。同規則は2010年1月1日より適用されている。

この規則と決定は、現行のセクター別の法令に欠けている要素、すなわち認定と市場監視を扱い、補完している。現行の法令の検討の際には、この決定に基づいて修正がなされている。このいわゆる「新しい法的枠組み」の目的は、統合化された透明な市場監視と認定をすべての事業者に対して導入することである。本決定は、定義、事業者の義務、トレーサビリティに関する規定、セーフガード措置について定めている。加盟国当局は、市場監視プログラムを策定し、2010年1月1日までに欧州委員会に通知することになっていた。

欧州委員会は、2014年に新しい法的枠組みのガイダンスを発表した。

21.3 消費者保護

欧州議会および理事会は、2011年10月25日に消費者の権利に関する新指令2011/83/EUを採択した。指令1999/44/ECにおいて、加盟国には保証期間を2年以上とする裁量が認められているが、新指令でもこれが維持されている。BRTは、これが単一市場の障害になると考える。BRTは、欧州委員会に対し、現在進められている指令1999/44/ECの見直しの中で、保証期間を2年以上にできるこの裁量権の長所と短所を将来的に再検討するよう求めた。

<直近の進捗状況>

2015年の第4四半期に消費者法の適切性のチェックが開始されたことから、この提言については、一定の進展が見られた。

<背景>

BRTは、単一市場の長所を最大限に活用するためには、国境を越えた取引に影響する法律は、企業や消費者が加盟国間で施行する際に、違いを気にしなくて済む程度まで調和されるべきだと考える。

欧州委員会は、2015年の第4四半期に、消費者法の適合性のチェックを開始した。これは2017年の第2四半期に完了する見込みである。2015年12月に欧州委員会が発表したロードマップは、最小限の調和を要求する「売買及び品質保証に関する指令 (Sales and Guarantees Directive)」に基づく各国間のルールの差異が、EU全域への商品の提供を妨げ、それが消費者に不利益をもたらすという単一市場の障壁を作ってきたこと、さらに、この問題が調査されることを明記している。

公的調達 COM (2016) 34 およびその他の公的調達関連法における第三国の商品およびサービスの欧州連合域内市場へのアクセスについての規制の修正案に関し、BRT は、次を提言する。

1. 調達市場を国際的に開放するという目的を達成するため、非立法的な政策措置が追求されるべきである。
2. EU が調達市場から第三国の製品とサービスを恣意的に除外することを防ぎ、企業にとっての法的安定性と予見可能性を確保するための効果的な仕組みを法律に組み込むべきである。
3. 適切かつバランスの取れた分析に基づいて、立法措置の適用範囲と条件に関する明確で透明な基準を法律に盛り込むべきである。
4. さらに、EU および EU 加盟国の当局は、関連する公的調達市場へのアクセス改善に向けた次の取り組みを特に強化するべきである。
 - EU および EU 加盟国の政府は、英語での情報を増やすべきである。
 - 入札提案を提出する際の英語の使用は、特に技術仕様および連絡に関しては、認められるべきであり、少なくとも部分的には認められるべきである。

<直近の進捗状況>

一定の進展が見られた。

<背景>

調達の法的枠組みの改正は、2011年4月に採択された単一市場法で規定された12の優先行動項目の一つである。この改正プログラムの一部として、欧州委員会は、2012年3月31日に第三国製品およびサービスのEU公的調達市場へのアクセスに関する規則案、ならびに、EU製品およびサービスの第三国の公的調達市場へのアクセスに関する交渉を支援する手続き (COM (2012) 124) の修正案を発表した。当初案は、EU公的調達市場を閉鎖させる可能性が、差別的措置と受け取られたことから、いくつかの加盟国から反対された。

欧州委員会は、2016年1月29日、修正案 (COM(2016) 34) を発表した。修正案の中では、EU市場を閉鎖する可能性が「価格調整措置」と呼ばれる価格に対する罰金に置き換えられた。

BRT は、EU がその市場を一方向的に閉鎖するという最初の考えを取り下げたことを高く評価する。しかし、BRT は、依然として、EU が講じる可能性のある措置が、世界中に保護貿易主義の措置の連鎖反応を引き起こすのではないかと懸念している。もしそのような事態となった場合、国際的な公的調達市場の開放というEUの意図と目的が達成されることはなくなる。

BRT は、EU における公的調達の機会を網羅した **Tenders Electronic Daily** (テンダーズ・エレクトロニック・デイリー) (TED) データベースに、今や無料翻訳ツ

ルが備わっていることを歓迎する。これは、言語の制約の緩和に向けた前向きの一歩である。